

山武市伐採届旗等の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）に基づき適正な手続を経た伐採について、法令遵守を示す旗等を伐採現場に設置することにより、合法伐採箇所の判別を容易にし、違法伐採の防止を図るとともに、森林所有者等が行う伐採等の状況を周辺住民に周知することにより、市内に所在する森林（以下「市内森林」という。）における適正な施業等を推進することを目的とする。

(伐採届旗の交付等)

第2条 市長は、森林所有者その他権限に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22年千葉県条例第4号）第18条第1項に規定する小規模林地開発行為の届出をした者を除く。以下「森林所有者等」という。）から提出された法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採等届出書」という。）を受理したときは、伐採等届出済旗（別図第1）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第11条第1項に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づく市内森林を対象とする伐採については、同条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下「認定森林所有者等」という。）は、伐採届旗交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出し、市長が適当と認めるときは、経営計画認定済旗（別図第2）の交付を受けることができる。

3 市長は、第1項に規定する伐採等届出済旗又は前項に規定する経営計画認定済旗（以下「伐採届旗」という。）の交付状況を把握するため、伐採届旗交付管理簿（別記第2号様式）を備え付けるものとする。

(伐採届旗の設置)

第3条 伐採届旗の交付を受けた者（以下「伐採届旗受領者」という。）は、伐採開始から伐採終了までの期間、伐採等届出書に基づき伐採を実施する箇所又は森林経営計画に基づき伐採を実施する箇所（以下「伐採現場」という。）の周囲から見やすい場所に伐採届旗を設置するものとする。

2 伐採届旗受領者は、伐採が終了したときは、速やかに市長に伐採届旗を返却するものとする。

(看板の設置)

第4条 伐採届旗受領者又は伐採現場において伐採等を行う認定森林所有者等（以下「伐採等実施者」という。）は、伐採現場の周囲から見やすい場所に、森林の所在場所、森林所有者等の氏名、伐採事業者の氏名等、伐採面積、伐採期間及び伐採後の更新方法等を記載した看板（別図第3）を設置するよう努めるものとする。

2 伐採等実施者は、伐採現場に前項に規定する看板（以下「看板」という。）を設置しようとするときは、看板交付申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、市長が適当と認めるときは、看板の交付を受けることができる。

3 市長は、伐採等実施者が伐採現場に看板を設置しない場合において、伐採現場周辺の安全確

保及び周辺住民への周知のために必要があると認めるときは、当該伐採等実施者に看板の設置を求めることができる。

4 看板の交付を受けた者は、伐採開始から伐採終了までの期間、交付された看板を伐採現場に設置するものとする。ただし、伐採後に造林を行う場合には、造林が完了するまで設置するものとする。

5 看板の交付を受けた者は、伐採が終了し、又は造林が完了したときは、速やかに交付された看板を市長に返却するものとする。

（伐採届旗等の再交付）

第5条 伐採届旗又は看板（以下「伐採届旗等」という。）の交付を受けた者（以下「伐採届旗等受領者」という。）は、伐採届旗等を紛失し、又は破損したときは、その理由を記した伐採届旗等再交付申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、市長が適当と認めるときは、伐採届旗等の再交付を受けることができる。

2 市長は、伐採届旗等受領者が、故意又は過失により伐採届旗等を紛失し、又は破損したときは、伐採届旗等の作成に要する費用を当該伐採届旗等受領者に負担させることができる。

（伐採届旗等の返却の請求）

第6条 市長は、伐採等届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該伐採等届出書に記載された内容に従っていないと認めるときその他伐採届旗等の返却を求めることが適当と認めるときは、伐採届旗等受領者が行う伐採が終了し、又は造林が完了する前であっても、当該伐採届旗等受領者に伐採届旗等の返却を求めることができる。

2 前項の規定により伐採届旗等の返却を求められたときは、伐採届旗等受領者は伐採届旗等を速やかに市長に返却しなければならない。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、伐採届旗等の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

伐採届旗交付申請書

（宛先）山武市長

申請者（認定森林所有者等）

住 所

氏 名

森林経営計画の認定を受けた森林の伐採を行うので、山武市伐採届旗等の設置に関する要綱第 2 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付枚数 （ ） 枚

2 伐採箇所

認定 番号	森林の所在場所	伐採面積 (ha)	伐採 樹種	伐採 期間	備考

注 1 認定番号欄には、森林経営計画等の認定番号を記載する。

注 2 交付枚数は、伐採箇所 1 か所あたり原則 1 枚とする。

第2号様式（第2条関係）

伐採届旗交付管理簿

[illegible]

年 月 日

看板交付申請書

（宛先）山武市長

申請者（伐採等実施者）

住 所

氏 名

伐採等に係る看板を設置したいので、山武市伐採届旗等の設置に関する要綱第4条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 伐採届旗番号 第 号

2 森林の所在場所

3 届出者（森林所有者等）

4 伐採事業者

会社名	住所	連絡先

5 伐採面積 ha

6 伐採期間 年 月 日 ～ 年 月 日

7 造林期間 年 月 日 ～ 年 月 日

8 伐採後の更新方法 ☐ 人工造林 ☐ 天然更新 ☐ 森林外用途

注1 伐採届旗の交付を受けていない場合には、伐採届旗番号欄は空欄としてください。

注2 看板に森林所有者名を表示したくない場合は、届出者欄には、伐採事業者等の名称を記入してください。

注3 森林所有者自ら伐採等を行う場合には、伐採事業者欄は空欄としてください。

注4 伐採後に造林を行わない場合には、造林期間は空欄としてください。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

伐採届旗等再交付申請書

（宛先）山武市長

申請者（伐採等実施者）

住 所

氏 名

下記により交付を受けた伐採届旗等を紛失（又は破損）したので、再交付を申請します。
記

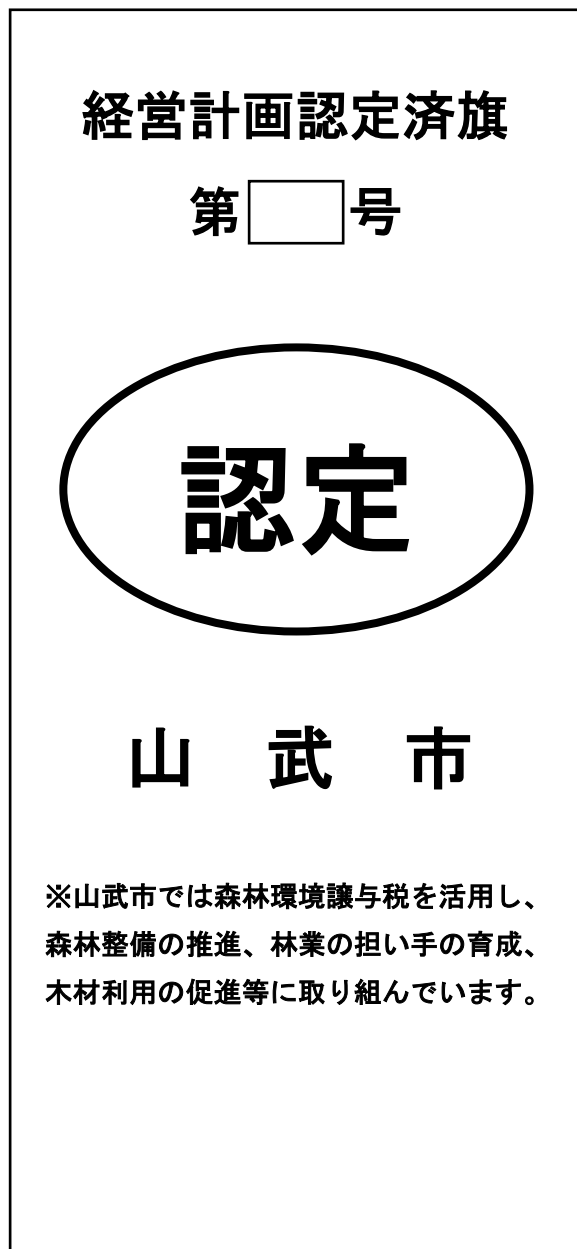
- 1 交付物品 ☐ 伐採届旗 ☐ 看板
- 2 森林の所在場所
- 3 交付年月日 年 月 日
- 4 紛失（又は破損）の理由

別図第 1（第 2 条関係）



備考 旗の色は青地に白色の文字とする。

別図第2（第2条関係）



備考 旗の色は緑地に白色の文字とする。

伐採等届出の内容

森林の所在場所	山武市
届出者（森林所有者等）	
伐採事業者	会社名
	住 所
	連絡先
伐採面積	ha
伐採期間	年 月 日 ～ 年 月 日
造林期間	年 月 日 ～ 年 月 日
伐採後の更新方法	人工造林 天然更新 森林外用途